

# 新製品・新技術活用制度「応募者提案モデル事業」の試験施工に係る取扱方針

## 1 目的

この取扱方針は、「新製品・新技術活用制度 実施要領」3（2）応募者提案モデル事業を実施する際の試験施工に向けた必要事項を定めることを目的とする。

## 2 関係法令の適用

応募者提案モデル事業へ応募した者（以下、「企業」と言う。）は、この取扱方針に定める手続きを実施するとともに、関係法令を遵守し、必要に応じて関係法令に規定する手続きを実施するものとする。

## 3 対象新製品・新技術

試験施工を行う製品・技術は、工事のコスト縮減及びリサイクルの推進に努めるとともに、通常必要とされる品質・耐久性等を確保しているものとする。

## 4 試験施工の実施主体と費用等

試験施工は、企業が施工又は請負契約締結により実施する。ただし、企業が県外企業である場合は、県内企業との共同施工又は県内企業との請負契約締結に限り実施することができる。

試験施工及び効果検証に要する費用、試験施工及び効果検証に起因した損害、補償に要する費用は、すべて企業が負担するものとする。

また、施工業者との請負契約により試験施工する場合は、契約書の写しを、試験施工を行おうとする施設の管理者（以下、施設管理者という。）あて提出するものとする。

## 5 試験施工に関する協議

企業は、埼玉県土木工事实務要覧に規定された内容に準じて、施設管理者及び関係する機関と協議を行うものとする。

2) 企業と施設管理者は、試験施工に係る必要事項を定めた協定書を締結するものとする。

## 6 試験施工体制

企業は、試験施工着手前に、現場に常駐できる技術者を配置し、様式1により施設管理者へ通知するものとする。

2) 施設管理者は監督員を定め、企業へ通知するものとする。

## 7 試験施工の実施・報告

企業は、試験施工を実施する際、施設管理者へ埼玉県土木工事实務要覧に規定された内容に準ずる必要書類を提出し、出来形及び品質管理等についても同要覧に規定された施工管理基準により実施するものとする。

## 8 臨場確認

施設管理者は、企業からの要請があった場合、又は施設管理者が必要と認める場合は臨場確認を行うものとする。

## 9 履行検査

企業は、試験施工が完了した際、様式2により工事完了通知書を施設管理者あて提出し、施設管理者は書類及び実地検査を行うものとする。

2) 前項の検査において試験施工状況に不備が認められた場合は、施設管理者は企業に対し、手直し若しくは原状復旧等を行わせることができるものとし、手直し若しくは原状復旧ののち再検査を行うものとする。

## 10 引渡し

完了検査結果通知書の交付を受けた企業は、様式3により工事目的物引渡書を施設管理者あて提出するものとする。

## 11 試験施工の中止

施設管理者は、必要に応じて試験施工の中止を命じることができるものとする。

## 12 成果品の帰属

試験施工により設置された新製品及び提出された成果品の所有権は、施設管理者に属する。ただし、企業は効果検証及び評価を行っている期間内において、試験施工及び効果検証に起因した損害、補償に要する費用が発生した場合は、すべて企業が負担するものとする。

## 13 瑕疵担保請求

瑕疵担保期間内に試験施工が原因で、試験施工箇所及び残存する新製品に不具合や機能低下が生じた場合、施設管理者は企業に対して修繕請求若しくは損害賠償請求ができるものとする。

また、瑕疵担保期間内に試験施工が原因で、試験施工箇所及び残存する新製品に不具合や機能低下が生じ、第三者に損害を与えた場合には、企業がその損害を賠償しなければならない。ただし、この瑕疵担保期間は、関係法令に規定する場合を除き、引渡し後2年とする。

## 14 試験施工結果の提出

企業は試験施工により得られた結果を、施設管理者へ提出するものとする。

## 15 その他

この取扱方針に定めのない事項については、施設管理者と企業が協議を行い処理するものとする。

附 則

この取扱方針は、平成24年 4月27日から適用する。

附 則

この取扱方針は、平成25年 5月 1日から適用する。

附 則

この取扱方針は、平成26年10月 6日から適用する。

附 則

この取扱方針は、平成28年 6月 1日から適用する。

附 則

この取扱方針は、平成30年 6月 1日から適用する。

附 則

この取扱方針は、令和4年 2月 1日から適用する。